

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施 を見据えた試行的事業実施の在り方 について

令和5年9月21日

こども家庭厅成育局保育政策課

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「子ども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

○「子ども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向け～
(令和5年6月13日閣議決定) (抜粋)

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (3) 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、現行の幼児教育・保育給付に加え、**月一定時間までの利用可能な枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「子ども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。**具体的的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、**2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。**

○令和6年度概算要求事項

- 1 総合的な子育て支援
- (3) こども誰でも通園制度（仮称）の試行的実施 【事項要求】
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた形での試行的実施について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 具体的な実施状況

2023.9.19現在 各自治体から聞き取りをしたり、視察等によって得た情報をとりまとめたもの。随時更新。

1	栃木県栃木市	<ul style="list-style-type: none"> 地域セイ育て支援センター併設の認定こども園で実施。センターを利用している親子に日常的に関わることで、モデル事業への動機を持つこと。 一時預かり事業と合わせて受け入れ枠を設け、利用調整を行い登録利用者でかけ合いつつ、モデル事業への動機を持つこと。 モデル事業担当保育士は、予約登録対応や保護者の面談をするとともに趣旨として、クラスにて保育に参画しない場合などは、親子での支援センター利用を促したり、別室で対象児童と過ごしている。なお、集団保育に慣れてきた場合は、クラス別保育室にて保育を行う場合、予約登録対応・保護者の面談・子どもの園での様子を伝えるなど、保護者対応を行うことが多い。 モデル事業担当保育士は、クラス別保育室にて保育を行う場合、予約登録対応・保護者の面談・子どもの園での様子を伝えるなど、保護者対応を行うことが多い。 タブレット端末とSNSを活用することで、場所を離はす家庭とのやり取りや予約対応ができるようになり、迅速な対応と事務負担の軽減を実現。
2	千葉県松戸市	<ul style="list-style-type: none"> 公立園3園で実施。 R4に市が実施した0～2歳の未就園児の保護者を対象としたアンケートに基づき、ターゲットを「育児に自信感や開拓感を感じている保護者」に絞って事業を実施。 ・待機児童対策で導入したフレーバーの保育室が空いているため、専用の部屋として使用して預かっている（2施設）。また、フレーバー保育室をおいて行うクラス吸引型にて実施（1施設）している。 ・市のホームページに情報を見ているが、チラシは保健師や子育て支援拠点等のみ配布。 ・週一回イベント開催日を設けていたため、イベント参加をきっかけとして利用希望者が増えている。 ・現場と同じ内容を本課でも把握しておく必要があるため、パソコンの共有ノンオルダを利用して申し込みの状況や出席の状況を相互に確認。
3	東京都文京区	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設の空き教室を活用し実施。区報及びHPで募集案内を載せたところ、募集開始後5分程度で定員を超える応募があり、100名以上の料金設定を参考しようとは考證でないが、一時預かり事業との料金のバランスは検討の必要があると考えている。
4	東京都八王子市	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園型認定こども園にて、0～2歳児の受け入れを実施。0歳児は親子、2歳児は預かりを、それぞれ週1日・1日2時間程度実施。 ・利用者や申込者にアンケートを取っているが、この料金だから使いやすいという声も多く、ニーズが多いとの料金設定を参考しようとは考證でないが、一時預かり事業との料金のバランスは検討の必要があると考えている。
5	石川県七尾市	<ul style="list-style-type: none"> 県の在宅育児家庭巡回保育モデル事業（3歳未満の未就園児/1日4時間以上/週1回以上/3ヶ月以上希望施設は調整の上決定）を2015年（平成27年）より実施。 ・受入に際しての大きな違いではなく、大変さや課題感などはほとんど感じられないとのこと。 ・県のモデル事業と本モニタリ事業、施設側が使い分けをしている。利用料も施設によってバラつきがあり、一時預かり事業も含めて今後整理が必要であると考えている。
6	岐阜県岐南町	<ul style="list-style-type: none"> R5より、休園になつた保育所を活用し、支援が必要なごどちを受け入れる「多機能型地域子ども安心センター」を開設し、モデル事業も実施している。 ・親子通所事業と単独通所事業（15名定員・年少～就学前・町内保育所等の在籍）があり、単独通所事業の空き枠で未就園児も含めたモデル事業を実施。1対1の対応で、他児との周りよりも積極的に行ってる。 ・定員の空きが少ないため、要支援家庭やハリストクを抱える母子などを対象にしていることで、受け入れに限りがある。 ・対象となった家庭についても、1歳未満の子どもたちを施設では受け入れられない、施設までの距離があり通えない等により利用できないという課題があり、つながらないケースがある。
7	大阪府高槻市	<ul style="list-style-type: none"> 現在でも地域の未就園児家庭を支援して利用している方などは、新規に本王立（事業のため）に登録をしての方を一括教えるなどの新規登録を行っている。 ・担当保育士は幼稚園のクラス担任経験のあるが、2歳児対応は初めてであり、園として研修や保育所勤務保育士との意見交換など積極的に実施している。 ・保護者を含む地域ハラティアによる園活動の見守りも盛んである。 ・園独自の調査として、保護者のニーズとして、同月齢の開わりを持たせたいという意見が多いが、保護者自身は親同士の開わりを求める傾向は低く園や職員とのつながりの中で子育て相談をしたいニーズが高い傾向がみられている。
8	香川県多度津町	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所において、子育て支援事業と連携し、一時預かり事業を行っているが、定期利用に対する低めの料金や利用料負担への懸念の声が保護者からある。 ・一時預かり事業のニーズは高い。
9	福岡県福岡市	<ul style="list-style-type: none"> 市内3つの認可保育所に委託をし実施。 ・受入予定の定員を超えて多数の申込みがあり、優先利用の対象となる事項を設定し点数化することで利用調整を行った。合計点数の高い順に利用希望日をあてては、重複する場合や優先利用以外の方は、抽選により利用者を決定した。 ・障がい児の受け入れに関しては、当日の預かり児童数を縮小することで対応。
10	長崎県東彼杵町	<ul style="list-style-type: none"> 人口1万人に満たない地域で実施しているが、登録園の賛同率や園別対応への苦慮もあるようだが、在園児でも個別対応があるのは当然であるという認識のもと対応をしている。 ・余育活用型で実施のため、登録園の賛同率や園別対応への苦慮もあるようだが、在園児でも個別対応があるのは当然であるという認識のもと対応をしている。 ・余育て支援室（子育て支援事業）が併設されており、一時預かり事業やモニタリ事業への捉えを行っている。 ・積極的な保育士確保対策（広報活動と宿泊介上）により保育士にも余裕があり、受け入れられる予定。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する論点

（1）「こども誰でも通園制度」（仮称）の制度について

- 制度の全体像について
- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか、
- こども、保護者にとつてどういった意義があるのか、
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義(は何か)、
- 職員に求められる力量や難しさ、やりがい(はどのようなものか)

（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点

- 令和6年度の試行的事業について
- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点(は何か)、
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点(は何か)、
- 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点(は何か)、
- 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点(は何か)、

（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

- 保育所・認定こども園をベースにして実施する場合
- 小規模保育をベースにして実施する場合
- 家庭的保育事業をベースにして実施する場合
- 幼稚園をベースにして実施する場合
- 地域子育て支援拠点をベースにして実施する場合

（4）その他

- 要支援家庭への対応上の留意点(は何か)
- 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けて検討しなければならないことは何か、
- こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

論点（1）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について①

制度の全体像

- こども誰でも通園制度（仮称）の制度については、子ども・子育て支援等分科会において議論することとしているが、本検討会において試行的事業実施の在り方を検討する前提として、現在検討している制度の概要を、下記のとおりお示します。

給付制度の立て付け	<ul style="list-style-type: none">現行の「子どもための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」を子ども・子育て支援法に設けることを想定。
利用対象者の認定	<ul style="list-style-type: none">対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。<ul style="list-style-type: none">ただし、認定は、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない児童（未就園児）であるかを確認するといった市町村の負担が少ない形とする。
事業実施者の指定	<p>(注) 0歳6か月までは伴走型支援や産後ケア事業等で対応することを想定し、こども誰でも通園制度では0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none">本制度を行う事業者について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点など、幅広い事業者において行うことを想定しており、本制度を行う事業者について市町村が指定する仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定。
契約の仕組み	<ul style="list-style-type: none">本制度の利用に当たっては、市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業実施者との直接契約で行うことを見定。
公定価格の仕組み	<ul style="list-style-type: none">「子どもための教育・保育給付」の公定価格の仕組みとは別に、新たに「〇〇給付（名称は精査中）」の運営費に係る補助をする給付を設けることを想定。<ul style="list-style-type: none">利用者負担については、事業者において徴収することを想定。
その他	<ul style="list-style-type: none">一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用対象者は未就園児だけではなく、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となつた場合などにおいて、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行ふ事業であるため、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。

論点（1）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について②

論点

- なぜ「こども誰でも通園制度」の創設が求められるのか
- こども、保護者にとつてどういった意義があるのか
- 通常の保育や一時預かりとは異なる「こども誰でも通園制度」の意義は何か
- 職員に求められる力量や難しさ、一方で職員にとつてのやりがいはどうなことが考えられるのか

- こども、子育て政策の抜本的強化を検討する過程の中で、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育儿」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められてきた。
- こうしたニーズに対応するため、「こども誰でも通園制度」の創設を打ち出すことにしたものの、
- こども誰でも通園制度の導入により、こどもや保護者にとって以下のようない意義があるのではないか。
- ① こどもにとって、在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。
こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいるだけで得られない様々な経験を通じて成長できる。
- ② こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、子どもの可愛らしさを共感してもらう、自身やこどもへの温かい言葉や応援の声をかけられるなど、保護者が園と関係を持つ中で「家族以外の人が自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるべききっかけとなり、こどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも大きく関わっていく。
- ③ 保護者にとつても、こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人のかかわりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でもこどもを預かってもらえることで育儿の負担の軽減につながる。
- こども自身や保護者のウェルビーリングが向上することは、ひいては「こどもまんなか社会」、「社会全体のウェルビーリングの向上」につながる。
- 一方で、「『幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）』の策定に向けた中間整理（案）」において、家庭環境や心身の状況等にかかわらずすべてのこどもの育ちを保障すると記載されている趣旨を踏まえ、本制度で預かるこどもに対する関わり方について具体的に示すことが重要ではないか。

論点（1）こども誰でも通園制度（仮称）の制度について③

○ 現行の各制度と比較すると、以下のような意義があるのではないか。

- ① 現行の教育・保育給付では、利用できる者が、就労等の保育の必要性がある者に限定されており、専業主婦（夫）家庭等も含めた未就園児のいるすべての家庭に対する支援には限界がある中、こども誰でも誰でも誰もが利用できる。
- ② 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。
- ③ 一時預かり事業では、利用者が事業者に直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人（としない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているか）を自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。

○ 職員にとつてみると、以下のようなことが考えられるのではないか。

- ① こどもの日々の体調、好きな遊びなど、こども一人一人の特性・特徴を時間をかけて把握して関わっていくこと、通常の保育と比べると少ない時間で理解することや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある一方で、これまでかかわることの少なかつたこどもや家庭とかかわることで、専門性をより地域に広く発揮できるのではないか。
- ② 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てをする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけではなく、気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対して専門性を発揮できるのではないか。
- ③ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が大切になされることが重要ではないか。

論点（2）「子ども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上 の留意点について①

令和6年度の試行的事業について

- 子ども誰でも通園制度（仮称）については、令和6年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向け、具体的な事業実施の留意点について検討する。
- 令和5年度のモデル事業では、子どもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だつたが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数（は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるよう）にすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とするなどを検討している。
- また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している。
- (※) 「月10時間」は1日中利用するとすれば月1回、午前約2時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ（※）一時預かりの整備状況は未就園児1人当たりで見ると年間約2.86日（月1～2時間程度に相当）となつており、月10時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる
- 人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする予定。

論点（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について②

論点

- 試行的事業を実施する上で、年齢横断の共通の留意点・論点は何か
- 年齢ごと（0歳児、1歳児、2歳児）のかかわり方の特徴と留意点は何か

【共通の論点】

- ・事業実施に当たっては、「こどもの安全」が確保されることが大前提。
 - ①アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにする必要があるのではないか。
 - ②0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児の受け入れに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認が必要ではないか（※例えば、午睡の際の安全確認の意識が十分にあるか等）。
 - ③食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきではないか。
 - ④貰るまるまでに時間がかかるこどもに対しても、つオローリしていくべきか。こどもが慣れるまでは、こどもだけでなく、保護者も一緒にこども誰でも誰でも通園制度の利用場所で過ごすことを認めていくべきではないか。 等

【0歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・短期間での成長・発達が特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがある。
- ・人見知りや後追いの激しいこどももあり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要。
- ・体調や生活リズムに合わせた預かりが重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要。 等

【1歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・歩けるようになつたり、簡単な言葉を話しあはじめる時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがある。
- ・ものの取り合ひなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要。
- ・行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意したうえで、存分に遊べる環境を整えることが重要。 等

【2歳児のかかわり方の特徴と留意点の例】

- ・行動や自己表現の幅が広がる時期であり、心身の成長・発達の実感が得られる。「いや」「じぶんで」と自己主張が強くなるが、思うようにいかないことがあります。こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要。
- ・大人にとつてはこれまでよりも扱いにくさを感じる場面が増えてくる時期のため、保護者も戸惑いやストレスを抱えやすいことから、職員はそうした保護者への配慮が必要。 等

論点（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

論点

○ 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

○ 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。 ○ 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。	
	定期利用 自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法 利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間 内での利用枠を予約 ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	<ul style="list-style-type: none">事業者にとつては利用の見通しが立てやすく、職員のシフト が組みやすい。保護者との関係も作りやすいこどもにとつては、慣れた職員と継続的な関わりを持つこと ができる、育ちをフォローしてもらえるこどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこども と触れ合うことができる
留意点	<ul style="list-style-type: none">特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用し づらい施設にとつて、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難利用の都度予約する手間がかかる施設にとつては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづら い慣れるのに時間がかかるこどもがいる
○ 地域によつても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いざれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていかずれかの方法をとるか、組み合わせて実施するかなどを選択できることとしてはどうか。	

論点（2）「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

論点

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点(は何か)

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。		一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	・ 保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法	・ 保育所等の定員とはかわりなく、定員設定を自由に行う方法	・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法
	・ 専用スペースは設けず、在園児と合同	・ 在園児とは別の専用スペースは設ける	・ 基本的に在園児と合同
特徴	・ こどもが在園児と関わる機会が多い	・ こども誰でも通園制度を利用するこどもに合わせた環境を確保することができる	・ こどもが在園児と関わる機会が多い
	・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる	・ 専任の職員の下で対応	・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か	・ こどもが在園児と関わる機会が少ない	・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か
	・ こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意	・ こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意	・ こども誰でも通園制度を利用することも在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意
○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によつて、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないか。		・ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか	・ 時期によって受入枠が減つていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ①

- 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）の組み合わせ方に
ついて、以下の6通りが考えられる。
- ①一般型（在園児と合同） × 定期利用中心
 - ②一般型（在園児と合同） × 自由利用中心
 - ③一般型（専用室独立実施型） × 定期利用中心
 - ④一般型（専用室独立実施型） × 自由利用中心
 - ⑤余裕活用型 × 定期利用中心
 - ⑥余裕活用型 × 自由利用中心

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

論点（3）施設・事業類型毎の事業実施のイメージ②

○ 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。	保育所・認定こども園	小規模保育事業	幼稚園	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	• ①～⑥いざれも考えられるのではないか。 • ①～⑥いざれも考えられるのではないか。	利用・実施方法	• 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないか。	利用・実施方法	• 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないか。

論点

○ 要支援家庭への対応上の留意点は何か

- こども誰でも通園制度を積極的に利用していただけないような家庭・保護者に対して、行政からどのように周知したり、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくか。
- 試行的事業所には、多くの未就園児が通つくることから、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- 事業所において、気になるこども・気になる保護者を見つけた場合の、こども本人や保護者への関わり方をどのように考えるか。
- 必要な支援につながるよう、個人情報保護との関係に留意しつつ、行政をはじめとした関係機関との情報共有や連携した対応を行う必要があるのではないか。

論点

○ 市町村において、地域の実情を踏まえた事業実施に向けた検討しなければならないことは何か

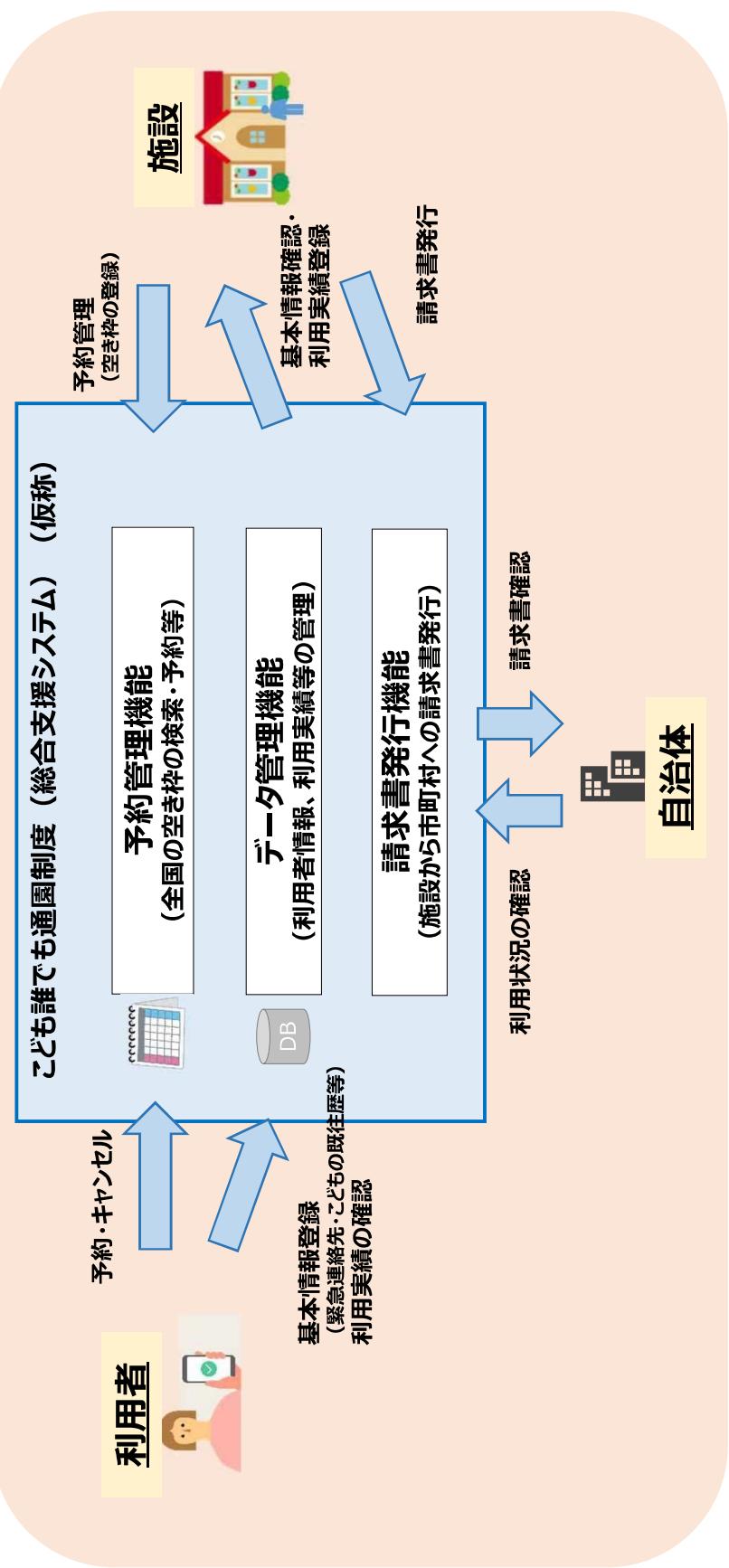
- 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域における預かりの提供可能量を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行つていただき必要があるのではないか。
- 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の未就園児数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行つていただき必要がある。
また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただき必要がある。
- その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの預かりに関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要があるのではないか。

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るために、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できるうこと（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方にに関する検討会 構成員名簿

秋田 喜代美	学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会副会長 学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子	NPO法人全国認定こども園協会代表理事 社会福祉法人淨元福祉社会理事長
大川 秀子	栃木市長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長 認定NPO法人びーのびーの理事長
奥山 千鶴子	福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長（保育機能強化推進担当）
小野 敏伸	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表 特定社会保険労務士
菊地 加奈子	社会福祉法人麦の子会理事長
北川 聰子	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
倉石 哲也	NPO法人全国小規模保育協議会理事 認定NPO法人フローレンス会長
駒崎 弘樹	社会福祉法人日本保育協会前青年部長 社会福祉法人和光会なごみこども園園長
志賀口 大輔	国立成育医療研究センター研究政策科学研究部・部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
竹原 健二	七尾市健康福祉部子育て支援課長
原田 樹	東京家政大学准教授
堀 科	高槻市子ども未来部長
万井 勝徳	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 みずしま保育室施設長
水嶋 昌子	松戸市子ども部参事監兼保育課長
山内 将	

※計18名。オブザーバー：文部科学省

参考資料 1

「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた 試行的事業実施の在り方に関する検討会」開催要綱

1. 目的

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

こうした中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。

このため、本格実施を見据えた形での事業実施に向けて、成育局長が学識経験者等に参集を求め、子どもの育ちに関する観点を中心に、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度のモデル事業の実施方針をとりまとめることとする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 主な検討事項

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

4. 運営

- (1) 検討会の庶務は、成育局保育政策課が行う。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、検討会を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると

判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができます。検討会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。

(3) 検討会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。

ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

(4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が成育局長と協議の上定める。

(別紙)

「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会」構成員名簿

(五十音順、敬称略)

秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授

内野 光裕 全日本私立幼稚園連合会副会長
学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長

王寺 直子 NPO 法人全国認定こども園協会代表理事
社会福祉法人淨元福祉会理事長

大川 秀子 栃木市長

尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長

奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
認定 NPO 法人びーのびーの理事長

小野 敏伸 福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長
(保育機能強化推進担当)

菊地 加奈子 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表
特定社会保険労務士

北川 聰子 社会福祉法人麦の子会理事長

倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授

駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事
認定 NPO 法人フローレンス会長

志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
社会福祉法人和光会なごみこども園園長

竹原 健二 国立成育医療研究センター研究所政策科学部・部長
成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長

原田 樹 七尾市健康福祉部子育て支援課長

堀 科 東京家政大学 准教授

万井 勝徳 高槻市子ども未来部長

水嶋 昌子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
みずしま保育室施設長

山内 将 松戸市子ども部参事監兼保育課長

(オブザーバー)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

構成員提出資料

目次

- 王寺 直子 構成員提出資料 . . . P. 1
- 尾木 まり 構成員提出資料 . . . P. 3
- 奥山 千鶴子 構成員提出資料 . . . P. 6
- 駒崎 弘樹 構成員提出資料 . . . P. 8
- 原田 樹 構成員提出資料 . . . P. 31

令和5年9月21日

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

1. 本制度の趣旨について【論点（1）】

このこども誰でも通園制度の第一義的な目的と意義は「就労要件を問わず、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化すること」、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備すると」であることを改めて確認していただき、『こどもまんなか』の意識を念頭に制度策定をおこなっていただきたい。

2. 事業実施者について【論点（1）】

「こどもに対するかかわりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人」が受け入れ対象となるとすれば、今回の事業は「0～2歳児に継続的な保育を提供している事業者」が実施者となるべきであると考える。そのような実施者であっても、今回の事業実施においては、0～2歳児のより安全・安心な受け入れと健やかな育ちのために、0～2歳児の保育を経験したことのある者であっても、週1～2回等の定期的な保育利用児のより安全・安心な受け入れのために、事前に一定の研修を受けることが望ましいと考える。

また、現在0～2歳児に継続的な保育を提供していない事業者に対してもこの事業の実施を認めるのであれば、上記研修を受講した上で0～2歳児の保育を数年経験したことがある者が担当すべきであり、保育士資格の有資格者かつ子育て支援員研修受講修了者である必要が少なくとも配置人数の1／2以上配置される必要があると考える。

「専門的な理解を持つ人」が乳幼児の教育保育の専門的知識と経験を有している者と理解していただき、経験を有しない職員については一定の経験年数に加え新たに0～2歳児の発達と保育及び子育て支援に対する修了要件を課した研修会を創設し、受講修了することでその事業実施資格を得る形とすべきであると考える。

3. 子どもの利用時間について【論点（2）】

『補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討している』と記載があり、この時間は、一時預かりの平均利用時間と比較して算出されているようであるが、法定13事業の一時預かり事業（一般型）と今回のこども誰でも通園制度とは根本的な考え方の前提が異なっていることを前提とした上で、子どもの発達と育ち、保育者と保護者・

養育者との信頼関係及び保育者と子どものとの信頼関係・愛着形成を鑑みると「月 10 時間」では到底足りず、「週 10 時間」程度の継続的な時間が必要であると考える。現在の一時預かり（一般型）の利用時間については市区町村の運用によって定められており、利用時間が異なるが、「週 3 日」「連続 14 日以内」「利用制限なし」などがある。これと比較しても明らかに時間数が少なく、「月 10 時間」では、子どもの発達に資する継続的な支援とはならない。

また、注釈にある一時預かり事業（一般型）の整備状況の時間算定が未就園児全体で平均値を割り出している。データをお示しいただくのであれば、一時預かりを利用している子どもの平均利用時間や分布を示すべきではないかと考える。「補助基準上」の意味については説明をお願いしたいが、適正な利用時間においてもモデル事業の成果検証を活かすべきであると考える。

4. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について【論点（4）】

システム構築が実施されることは大変歓迎する。しかし、単体でのシステム構築とならず、例えば、デジタル庁で進められている就労証明書のオンラインシステムなどと併せて将来を見据えた包括的に使用できるシステム構築されることを望む。

5. 本制度実施に係る施設改修工事などについて【その他】

本制度実施にあたり、新たな土地・建物の取得や施設整備を実施する場合には相応の施設整備助成金を交付することをご検討いただきたい。

子ども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた
試行的事業実施のあり方に関する検討会(第1回) 意見書

有)エムアンドエムインク 子どもの領域研究所
所長 尾木まり

1. 「子ども誰でも通園制度(仮称)」創設の子ども、保護者にとっての意義

2003～2005年度、日本子ども家庭総合研究所のチーム研究「子ども家庭福祉制度体系の再構築に関する研究(1)～(3)¹」(主任研究者 柏女靈峰)で作成した「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案」において、下記内容を提示した。

4 就学前児童の保育に関する事項

(一)就学前児童は、その年齢に応じ単独で又は児童の保護者とともに、一定の時間、基本保育を利用することができることとすること。(以下、略)

基本保育制度とは、「子どもは、人と人との関わりの中でこそ健全な成長が図られる」という基本的視点に立ち、どの子どもも親など家庭内の関わりの中でだけ成長するのではなく、さまざまな大人や異年齢・異世代の人たちとの関わりを持ちながら成長できる環境を公的責任として保障し、地域社会や地域住民が社会的責任の下にそれを実践していくことである。子ども・子育て新システムの基本制度案では、基礎給付として、すべての子育て家庭を対象とする子ども手当と同様に一時預かりを個人給付とする案が検討されたが結果的には実現しなかった。

また、2007～2008年度にかけて、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業の一環として、一時預かり事業のあり方に関する調査研究²³を行った。保育所における一時保育を一時預かり事業に再編し、地域の身近な場所を活用して行われる一時預かり事業(地域密着型)のモデル事業が実施されていた時に地方自治体、事業者、利用者を対象に調査を行った。子どもの預かりが必要になった際に、近隣に頼ることができ親族や知人がいない子育て家庭が増加し、そのようなニーズに対応するために一時預かり事業が創設されたが、保護者が子どもの世話をすることができない時の保護者ニーズに対応すること以外にも、子どもの育ち、保護者の親育ちの観点から、次ページに示す効果が見られた。

子どもはいろいろな人と出会い、いろいろな人とかかわり、認められたりすることにより成長していく。保護者とは異なるかかわりを経験し、認められたり、励まされたりする経験も子どもの育ちを支えている。

また、保護者の「親育ち」という観点では、第三者が子育てに関わる意義は大きい。小さい子どもの世話をした経験や、子どもを育てるモデルを身近に持たずに親となった保護者にとって、保育者は子どもの保育をしてくれる存在であるだけでなく、保育中の子どもの様子の報告を通じて、子どもの成長を客観的に伝えてくれる存

¹ 「児童家庭福祉制度再構築のための児童福祉法改正要綱試案（最終版）」（柏女靈峰他、日本子ども家庭総合研究所紀要 第42集（平成17年度）

² 「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」（主任研究者 尾木まり） 平成19年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2008)

³ 「一時預かり事業のあり方に関する調査研究」（研究代表者 尾木まり） 平成20年度厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業 総括研究報告書(2009)

表1 一時預かりによる効果のプロセス

(1)保護者支援の視点	(2)子どもの発達支援の視点
①子どもを預けて、必要な所用をすませることができる ②地域の中に頼れるところができた安心感を得る ③子どもと離れる時間を持つことで得られる精神的安定 ④親子関係の変化 ⑤子どもの育ちの発見 ⑥保護者と保育者の関係 ⑦保護者が自分以外の子どもを知る ⑧保護者自身の仲間の広がり	①両親以外の他者とのかかわり ②子ども同士の関係

表2 一時預かり事業の効果

①子どもの健やかな成長・発達への効果 さまざまな大人や子どもとの関わりの中で、子どもが育つ機会を提供する ②保護者支援の効果 一時預かりを利用しながら、保護者が「親」として育つ ③親子関係調整の効果 客観的な第三者が子育てに関わることが親子関係を調整する ④地域の子育て支援ネットワークへのつなぎの効果 「一時預かり」という入り口から、地域の子育て支援ネットワークにつながる

在である。保護者は子どもの「できてないこと」に着目しがちであるが、保育者は子どもができていることを伝えてくれ、それにより保護者の子育てに対する自信を回復させてくれる。また、保護者の話の聞き役になったり、情報提供や求められれば子育てのアドバイスを提供してくれる存在もある。また、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見せることにより、保護者の「親育ち」に貢献している。「子ども誰でも通園制度(仮称)」では、こういったところに保育士の専門性や力量が発揮されることが期待される。

保育者による子どもの育ちへの支援は、子どもに対して直接的に、そして、保護者への支援を通して間接的に行われている。子どもが育てば、保護者は嬉しくなり、子どもにほほえみかける、保護者が喜ぶと子どもも幸せな気持ちになる、保護者にもっといいところを見せたくなる、そういう親子関係の循環があり、それは親子だけの関係で達成されるものではなく、そこに第三者が関わっているからこそ達成される。

2. 実施上必要となる「意識改革」

このような効果を広げていくために、「子ども誰でも通園制度(仮称)」の創設は意義深いものであると考えるが、わが国では仕事等何らかの理由がある場合は仕方ないが、「子どもは本来家庭内で、家族が育てるべき」という考え方方が根強く、この制度利用をどのように広げていくことが適切か、検討が必要であると考えている。先述の調査では、保護者が一時預かりの利用に至らない背景として、「親としての規範意識」が強いことも明らかになっている。自分が一時預かりを利用したい理由は、利用に値するかどうかを推し量って、誰かに預かつてもらいたい気持ちを抑えたり、何かをあきらめたりしている保護者も多い。一方、「私は人に頼らずに、自分の手で子どもを育てたい」という意見を述べた若い調査協力者もいた。

子育て家庭の孤立を防ぎ、子ども虐待が起こらないようにすることや、保護者の育児ストレスの軽減を図るというような、ネガティブな事態を予防するという目的は制度創設において説得力はあるが、それを全面に出して、この制度を実施しようとすると、孤立していない家庭や育児ストレスを感じることが少ない子育て家庭、子育て支援の必要性を感じていない家庭は自らを対象外と考えてしまう可能性もある。

そのため、本制度の実施にあたっては、子どもが保育所等に通園することによる子どもの育ちへの意義や親育ちという観点での意義というポジティブな側面を伝えると共に、「子どもは保護者だけが育てるのではなく、社会のさまざまな人がこれに関わり、社会全体で子育てを支える」ことが望ましいということを子育て家庭だけではなく、広く社会全体に伝えていく必要がある。

いろんな人が関わりながら、子どもを育てるから、子育てがうまくいく。子どもが育つ。

保護者が親として育つ機会になる。楽しみながら子どもを育てる。

その結果として、孤立する家庭が減少し、子ども虐待も減少するという道筋が望ましいと考える。

3. 多様な選択肢が用意されることの必要性

全国の地方自治体にさまざまな状況があり、さまざまな子育て家庭のニーズがある。子ども誰でも通園制度（仮称）の選択肢は多様に用意されることが必要である。子どもの月齢や年齢による相違も考えられるが、一つの場所に決めて、そこに通い続けることが好ましい家庭がある一方で、いくつか利用を重ねながら、子どもにあった場所を探したり、その時どきの状況に応じて利用する方が利用しやすい家庭もあると考えられる。

また、施設・事業類型ごとの事業実施イメージに示されるように、それぞれの類型ごとの特性により、利用者の利用しやすさにつながることが期待される。

分離不安は子どもよりも保護者に強く見られる場合もあり、子ども単独利用が基本ではあるが、子どもの年齢等により、親子通園（あるいはならし保育）も選択肢のひとつとして考えられるのではないか。

4. 事業運営について

期待される事業内容、期待されない事業内容について一定のルールを定めることや、3歳未満児の保育内容や環境整備に関して、実施モデルを示す必要があるのではないか。

（1）事業内容

期待される事業内容：子どもの発達の過程に応じ、一人ひとりの子どもの主体性を尊重した保育

期待されない事業内容：一斉保育や早期教育の場（教室系）

（2）運営基準

基本的な基準は一時預かり事業に準ずることに賛同するが、配置基準、面積基準に加えて、定員（人数）規模についても一定の基準が必要ではないか。

子ども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する
検討会（第1回）への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

地域子育て支援拠点事業は、主に就園前の子どもと子育て家庭を対象（長期休みや土日等には就園児も利用）に事業を行っています。家庭の子育てだけでは得られない子ども同士の関わり、親同士の交流等家族以外の人とのかかわりの中で、子育ての不安や孤立を防ぐ役割を果たしてきました。また、地域子育て支援拠点内では、一時預かり事業や類似事業を行っている場合があり、「必要な時には子育てを応援してくれる」「緊急時に応対してくれる」「見知ったスタッフに子どもを預けられて安心」「子どもが場所見知りしない」などの評価を得られています。

子ども誰でも通園制度（仮称）の実施にあたり、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の利用をすぐに実現することが難しいと考えられることから、就園前の子どもを対象としている地域子育て支援拠点や地域で取組実績のある事業者が取り組めるよう推進されることを期待しています。

1. 未就園という表現について

0～2歳児の約6割を占める就園していない子どもについて、その家庭の状況は様々であり、就園していないこと自体を問題視するような情報発信や対応とならないよう、「幼児期までの子どもの育ち部会」でも、表現を「就園していない状態」「就園状況含め家庭環境に左右されない育ちの充実」としています。是非、統一的な表現をお願いします。

2. 事業実施者の指定について

事業者については、市町村が幅広い事業者を指定する仕組みを想定となっています。しかし、現状の一時預かり事業においても、職員配置等条件を満たしながらも市町村に指定されていない事業者があります。実績があり条件を満たす事業者が排除されない仕組みとなるよう是非お願いします。

例) 政令指定都市。保育所、幼稚園等のみ一時預かり事業を実施。そのためNPOで実施している地域子育て支援拠点にて、一時保育を自主事業として14年間実施（2時間で3,200円。令和4年実績は350件）。保育者は、全て保育士または看護師の有資格者。

3. 地域子育て支援拠点での一時預かりについて

地域子育て支援拠点事業の加算対象として一時預かり事業を実施しているのは、全国で 581 か所（令和 4 年実績）。その他、一時預かり類似事業として地域子育て支援拠点事業の加算事業として実施しているケースもあります。以下の特徴を踏まえ、拠点での取り組みも試行的事業実施に含めていただきたいと思います。

例）横浜市の「親と子のつどいの広場事業における一時預かり類似事業」は、全 69 広場中 36 広場で実施（実施率 52%）（令和 4 年度）。利用時間は広場の開催時間内。利用対象者は、市内に居住する生後 6 か月以上 3 歳以下かつ預けたい広場を利用したことのある子ども。利用料は 1 時間あたり 500 円以下。定員は 1 日 3 人まで。1 日 4 時間以内、1 か月 8 回以内の利用とする。スタッフは、保育士や子育て支援員研修等の研修を受けたもの。

◆地域子育て支援拠点での一時預かりの特徴

- ・拠点は就園前のこどもと子育て家庭を対象としているため、子どもの発達や子育て家庭のニーズに対応する基本的考え方、スキルを身に付けており、対象児童、家庭との関係性ができている。一時預かり利用前後のサポートも行きやすい。
- ・専用室をもって定員を定めて実施しているケースや、親子の交流の場で預かるケース等がある。
- ・通常通り慣れた場での一時預かりのため、親子の負担が少ないケースが多い。
- ・保護者は、他の子どもの預かりの様子を見て、自分のこどもを預けることのハードルが下がる。
- ・親子の交流の場で預かる場合、他の利用者もこども同士を遊ばせたり、あとでその保護者に「よく遊んでいましたよ」等声をかけて、利用者同士の支え合いにつながることもある。
- ・子どもの育ちについて、保育者だけでなく利用者からも伝えられることがある。保護者は自分の子どもが、多くのおとなとの手で育てられることを実感し、子どもの成長を客観的に把握することができる。
- ・保護者は、リフレッシュの理由で申請がしやすい（利用の半数以上がリフレッシュ利用）。
- ・保育者は、こどもを預かることでより家庭の状況を把握しやすくなり、保護者と共に子どもの理解者、伴走者となることができる。保育者と拠点スタッフの連携により深く家庭を理解した支援が可能となる。日常の居場所で親のエンパワメント含め、継続した支援を行うことができる。
- ・食事は食べなれた離乳食、おにぎり等の持参が多い。アレルギー等に関する事前確認、面談等を丁寧に行っている。

4. 地域にある多様なグループ預かりも視野にいれて、選択肢を増やす

特に、都市部においては就労家庭の保育ニーズが高く、保育所等において就労要件を満たさない家庭の利用をすぐには実現することが難しいと考えられることから、すでに地域にある実績を積んだ多様なグループ預かり保育等を活用することも考えられます。現在は法人の自主事業となっています。

例 1) 2歳児の森の幼稚園（政令市）

曜日ごとに 3 クラス、定員 12 名。通年、週 1 回 3 時間の活動。おにぎり持参。保育料は月 11,000 円。

大きな公園内の原生林で外遊び活動（雨・雪でも活動）。保育者は、すべて有資格者。実績：14 年

例 2) 2歳児のグループ保育（政令市）

曜日ごとに 3 クラス、定員 8 名。通年、週 1 回 3.5 時間の活動。弁当持参。保育料は月 15,000 円。外遊びを取り入れた活動。保育者は、保育士および研修を受けたスタッフ。実績：16 年

2023.9.21

「こども誰でも通園制度」 の今後にについて



「こども誰でも通園制度」
の意義とは

こども誰でも通園制度の理念

要望①

こども基本法とのつながりを描いてください

◎こども基本法：「すべてのこどもの権利」を守ると定めている。

- ▶ 保育園もすべての子どもの**育ち**を保障するべきであり、こども誰でも通園制度によってこれまで一部の子どもも向けだった施設からすべての子どもを対象とした施設へと進化する

要望②

こども大綱で力を入れていくとしている虐待予防を理念に入れください

◎こども大綱（中間整理案）：「子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に支援につなげていく**虐待予防の取組を強化する**」と定めている。

- ▶ こども誰でも通園制度によって、保育園も未就園児家庭の**虐待予防の役割**を果たす

長らく「共働き家庭のための場所」でしかなかつた保育園

専業主婦（夫）家庭の保育の必要性は、まだ十分に理解されていない

専業主婦（夫）家庭や、フリーランス等、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、「保育の必要性認定」の要件¹に合致しないため、子どもは保育園に通えなかつた。



社会や保育事業者の中にも未だにその意識は根強く、
「働いてないのだったら、親だけで子育てできて当たり前」
「専業主婦（夫）なのに保育園に預けるなんて親の怠慢」
と言う見方もある。

※1：子ども・子育て支援法第19条第1項第2号・第3号、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5

-11-

「こども誰でも通園制度」で、保育園のパラダイム転換を

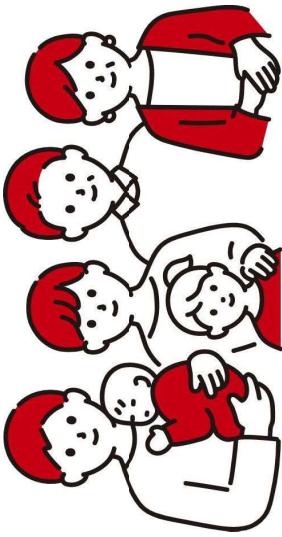
「共働き家庭のための場所」から「すべての親子のための場所」へ。

これまでの保育園

- ・ 親が働いている子どもだけが保育を受けられる
- ・ 問題ある環境で養育されるリスクがある
- ・ 「親が子育てすること」が当たり前

こども誰でも通園制度

- ・ どんな子どもであっても育ちが保証される
- ・ どんな親であっても一人で子育てしない
- ・ 「みんなで子育てすること」が当たり前



制度の実施に向けた 7つの提案

1. 6類型のうち①③⑤を推奨パターンとしてください

こどもの育ちの観点から言えば、
6類型の中でも「定期利用中心」の①③⑤が望ましい

こども家庭庁の6類型

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

「各自治体が6類型から選択可能」と
すると、自治体によっては負荷軽減の
ために一部の類型に限定して導入する
恐れがある。

あくまでも①③⑤の定期利用中心が
デフォルトであって、②④⑥の自由
利用も選択可能、という示し方に。

2. 月20時間以上の利用を可能に

「定期利用」を前提に考え、週1回5時間（月20時間）以上の利用を可能にすべき

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
		5時間 以上				

× 4週 == 月20時間以上

フローレンスがモデル事業でお預かりしている
お子さんの平均利用時間は

月7.8時間（例：週2日×1日8時間など）

子どもの育ちへの伴走、親への伴走、虐待防止等のためにには、
少なくとも月20時間以上利用できるようにする必要がある。

3. 「0歳6ヶ月～」の年齢制限は廃止を

子どもの虐待死を防ぐためには、0歳前半の親子にアクセスできる体制を構築すべき

〔過去18年間の虐待死データより〕

子どもの虐待死の

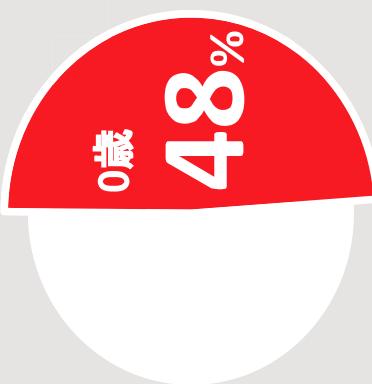
約半数は0歳児

〔一時預かり事業の実態調査より〕

一時預かりの受け入れ年齢は

(平均) 生後半年～

定期利用以外	定期利用
n=251	n=116
平均値：5.5か月以上	平均値：5.7か月以上
最大値：11か月以上	最大値：11か月以上
最小値：2か月以上	最小値：2か月以上



※1：厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)』(2022年) 全体版186頁https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-1000000/002_001.html

※2：三創リサーチ＆コンサルティング『一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書』(2023年) https://www.mutc.mhlw.go.jp/uploads/mutc_mhlw_2023/04/kousai_230413_024.pdf

4. 高リスク家庭を預かるインセンティブがある仕組みに

高リスク家庭からは利用料を徴収しながらも公定価格でカバーできるように

高リスク家庭（例）

要支援家庭

住民税非課税世帯

生活保護世帯

重度障害児家庭

高リスク家庭は利用料の支払い能力に不安があるケースも多い。

すべての家庭に対して、事業者の自由な値決めを許すと、**高リスク家庭の受け入れを避ける事業者**が発生する可能性がある

高リスク層は無料もしくは安価で、かつ事業者はむしろ高リスク層ほど預かりによる収益が高くなる仕組みにしてください。

5. 要支援家庭対応のための園向(ナサポート)体制を確立してください

ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けることで、要支援家庭に対応できる

要支援家庭に対しては、

- ・アセスメント（保育観察・情報収集）
- ・保護者への個別配慮
- ・関係機関との連携

など**専門知識を踏まえた高度な対応**が求められ、
保育士だけで対応するのには困難を伴う。



要支援家庭への対応の重要性を踏まえ、支援職による
園向け研修やサポートの仕組みを作ってください。

サポートの実例：品川区の例

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の
定期的な預かりモデル事業（都事業）」

区独自で補助対象経費の具体例の1つに
「要支援家庭等を支援するために実施し
た職員研修費」「専門職派遣費」を含め
た。

保育所が運営費を削ることなく必要な
研修を受けることができ、要支援家庭へ
のよりきめ細やかな対応が実現できる。

6. 制度の受け皿に、児童発達支援事業と短期入所を拡充

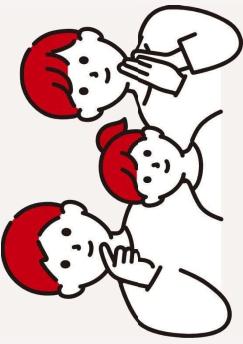
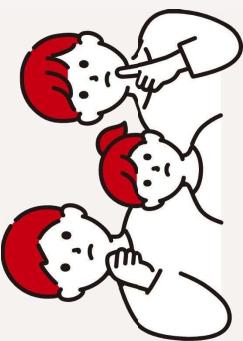
障害児に適した療育+保育を提供することができ、
親の負担を軽減することで、就労機会等にも繋がる

保育園にしか通えない

- 子どもの特性が保育園に合うか不安
- 障害特性に対応できる保育士がいるか不安
- 療育は提供されないので発達が遅れる不安

児童発達支援事業・短期入所 を利用できる

- 子どもの特性に適した環境が整っている
- 障害特性に対応できる保育士がいる
- 療育+保育を提供してもらうことができる



7. 居宅訪問型保育も類型⑤に限って実施対象に入れてくれださい

障害児に対しても定期性の伴う保育を提供することで、虐待リスクを早期発見し、子どもの育ちを保証できる

子ども家庭庁の6類型

- 居宅訪問型保育は「類型⑤（余裕活用形×定期利用中心）」のみを対象とすれば、定期性のない居宅介護等との棲み分けは可能。
- 障害児は入院・通院の機会が多いため、居宅訪問保育は空きがでやすく「余裕活用」に適している。
- こども基本法で「すべてのことども」と定められている通り、障害児を当制度の対象から外さないでください。

⑥余裕活用型×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

-20-

こども達のために、日本を変える

Florence

①子どもの育ちへの伴走

保育者・他の子どもとの定期的な交流は、
子どもとのコミュニケーション能力や知的好奇心の向上にも貢献

友だちと仲良くすることができたようになった
(回答数:5)



周りのものごとに興味・関心が強くなった
(回答数:5)



- <おうち保育園 かしわぎの定期預かりご利用者の声>
- ・同年代の顔なじみのお友達と毎日触れ合える。
 - ・ことばが増えた。園で小さい子と触れ合っているせいか弟に優しくなった
 - ・進まなかつた離乳食が進んで完了、幼児食に移行できただ。上の子に邪魔されて出来なかつたお昼寝がゆっくり出来るようになって、眠くて不機嫌な時間が減った。
 - ・今までには口にしなかった食材を食べる気持ちが芽生えてきた
 - ・子供の好きな事、出来る事が増えたように思います

②親への伴走

定期的に顔を合わせることでより深い信頼関係が築け、子育ての悩みも相談できる

一時預かり

〈いざという時の「助っ人」〉

- ・ 冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど
家族等の理由で使う。
- ・ 次の機会がいつ来るかは不明

定期預かり

〈子育てに伴走してくれる「仲間」〉

- ・ 週1～2で親子と保育士が顔を合わせる
- ・ 日常の関わりの中で信頼関係が生まれる

〈おうち保育園 かしわぎの定期預かりご利用者の声〉

- ・先生やお友達も変わらないので、子供も慣れた環境で遊べて安心感があるようと思う。定期的に通えることで、家に帰つてからの子供の言動が成長を感じる事が大きく、いつも驚かされている
- ・同じくらいのお子さんたちと一緒に過ごせる環境で色々と学びコミュニケーションが豊かになった。
- ・環境にもお友達にも先生にも慣れたところに行けるので（親も子も）リラックスして利用できる。

③虐待防止

定期的に親子を見守ることで、虐待防止機能を強化することができる

■児童虐待の兆候（一部）

1. 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
2. 表情が乏しく活気がない。
3. 季節にそぐわない服装をしている
4. 給食やおやつを不自然なほどガッガツと食べる
5. 家に帰りたくないそぶりがある
6. 保護者がいつも行事などに子供を参加させない

スポットの一時預かり等で
育児相談を受けたり、児童相談所や
自治体と連携して次の支援に繋ぐ
ケースがある



週1・2の定期預かりであれば、
より確実に次の支援に繋ぐことがで
きる

④保育園の受け入れ負荷

空き枠での一時預かり事業は、様々な観点で受け入れ負荷が高い

保育



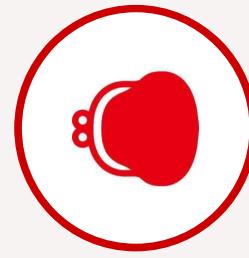
保育園・保育者に慣れていない
子どもとの預かりは困難を伴う

事務負担



職員配置・電話対応・利用料徴収
などの事務負担が大きい

運営費

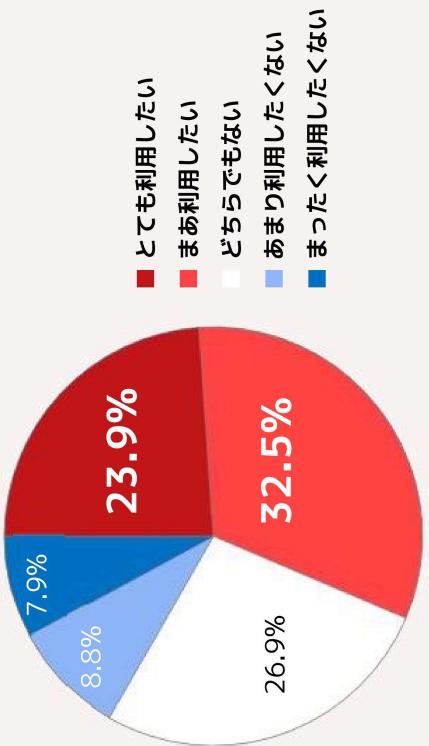
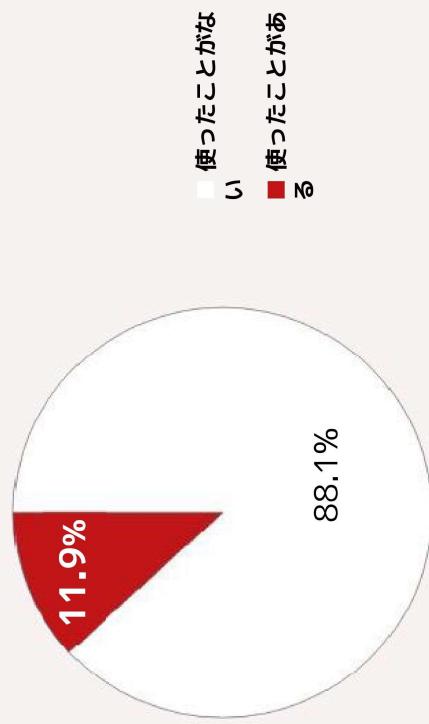


単発の一時預かりだけで
空き枠を埋めるのは難しいが、
空きがある日も保育士は常駐する

(参考) 求められているのは一時預かりではなく「定期保育」

親子が安心して、負担なく預けられるのは「定期」だからこそ。
一時預かりの拡充では、広く活用される制度にならない恐れ

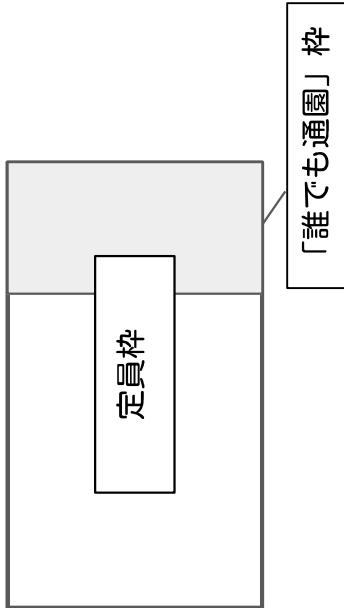
一時預かりサービス利用経験のある
未就園児家庭は**1割強**



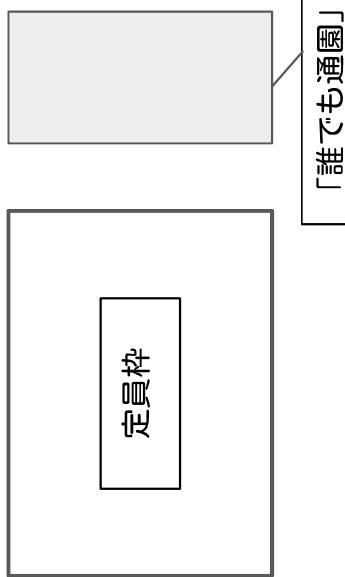
3. 「余裕活用型」 「一般型」 の 2 パターンでの運用を

余裕活用（空き定員の活用）に限定することなく、自由度を持たせるべき

「余裕活用型」



「一般型」

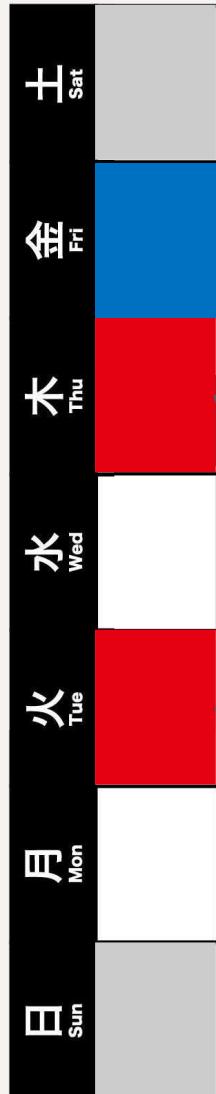


定員枠の中の空き枠を
「誰でも通園枠」にするパターン

定員枠の外に追加で
「誰でも通園枠」を設けるパターン

1. 「定期利用」をデフォルトに

基本は定期利用とし、自由利用はオプションとして用意するのが望ましい



週2～3は「定期利用」
«デフォルト»

その他の曜日に親の用事
があれば「自由利用」
«オプション»

一時預かりの利用率が低い――因にても、社会の無理解がある

専業主婦（夫）家庭は保育を利用するすべきではない、という価値観

保育園の一時保育を利用するまでの利用ににくい状況

保育園の一時保育を利用しにくい状況の内訳

※1



※2

「『子どもがかわいそう』と思った」
(23.5%)

「周りから、子どもに対する愛情が薄いとか、自分勝手であるとか見られないかと思った」
(11.8%)

「周りの人から『子どもがかわいそう』と言われた」
(8.8%)

5. 要支援家庭に応できるよう、研修体制を確立してください

要支援家庭の対応ノウハウがない保育園・保育士であっても、支援職から研修やコンサルティングなどのサポートを受けながら、要支援家庭に対応できるように

参考：品川区の例

「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（都事業）」

補助対象経費の具体例の1つに
「要支援家庭等を支援するために実施した職員研修費」「専門職派遣費」が含まれている。

► 保育所が運営費を削ることなく必要な研修を受けることができ、要支援家庭へのよりきめ細やかな対応が実現できる。

要支援家庭に対する対応は、

- ・アセスメント（保育観察・情報収集）
- ・保護者との関わり
- ・関係機関との連携

など専門知識を踏まえた高度な対応が求められ、
保育士だけで対応するのは困難を伴う。



要支援家庭への対応の重要性を踏まえ、支援職による研修やサポートの仕組みを作つてください。

石川県七尾市 未就園児の定期的な預かりモデル事業実施状況

利用状況（9月1日時点）

施設	定員		利用決定		備考
A	1、2歳児	2人	1、2歳児	4人	募集中止
	0歳児	1人	0歳児	0人	募集継続
B	1歳児	3人	1歳児	1人	
	2歳児	1人	2歳児	0人	
C	0歳児	1人	0歳児	0人	募集継続
	1歳児	1人	1歳児	1人	
	2歳児	1人	2歳児	1人	
D	0歳児	1人	0歳児	1人	募集継続
	1歳児	1人	1歳児	1人	
	2歳児	1人	2歳児	1人	

- ◆ 1日8時間程度、週1、2回程度の利用を目安とし、受け入れに余裕がある場合は、柔軟に対応。現在は、1回につき4～8時間、週1～4回で利用決定している。
- ◆ 利用料金は施設で異なり、8時間利用の場合は1,150円～1,380円(食事込み)。

保護者のニーズ

利用理由

- ◆ 第2子の育児のための上の子の保育。
- ◆ 第2子妊娠中の第1子の保育。
- ◆ 育児休業期間に資格取得の勉強をする時間の保育。
- ◆ 一時預かりは在園児との関わりが少ないため、在園児と合同で預かるモデル事業の利用を決めた。
- ◆ 育児参加が難しい夫が、ワンオペ育児を行う妻にリフレッシュのため利用を勧めた。
- ◆ 家事をしたり、のんびりしたりする時間がほしい。
- ◆ 預かりを利用することで、余裕をもって家庭での保育ができる。

利用回数

- ◆ 週1回で十分（それ以上の利用は親が寂しくなる）
- ◆ 週1回ではリフレッシュには足りない
- ◆ 週2、3回が適当
- ◆ 週5回預けられるなら預けたい
- ◆ 年齢によって利用希望回数は変わる。小さいうちは1回、動き回るようになれば週2日以上預けたい
- ◆ 2週間に1回は子どもに負担

保育士の負担・預かる際の留意点

- ◆ 子どもが預かりに慣れるまでは、できれば専任を配置したい。
- ◆ 登園時に泣く子は、抱っこやおんぶで対応するため人数が必要。
- ◆ 在園児の生活リズムを守りたいが、在宅家庭の子が園のリズムになれるまでは、在園児が不安定になる。
- ◆ 週1、2回では園の生活リズムが身につかない。
- ◆ 通常の保育ではないような保護者の要望があり、保護者と信頼関係を築くのが難しい（午睡をさせないでほしいなど）。

当市の実情を踏まえた預かりの方法など

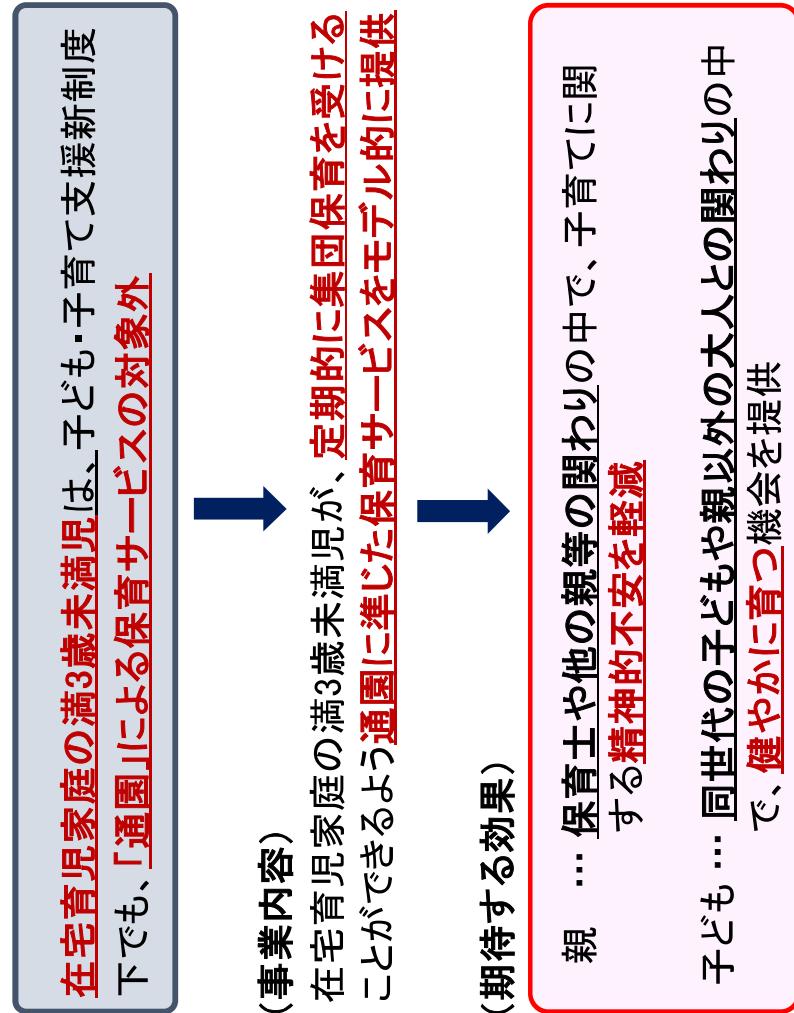
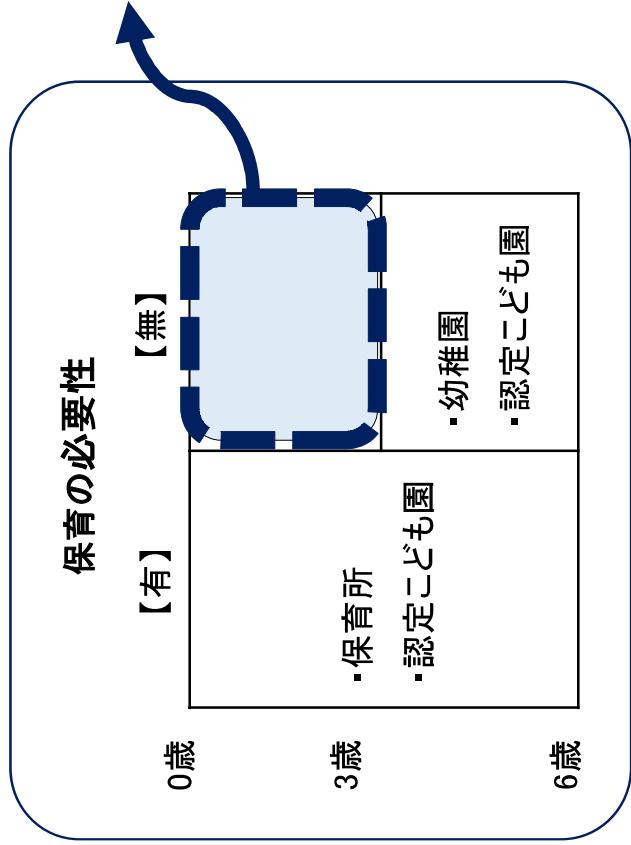
- ◆ 週2、3回、月100時間程度（一時預かり事業の一か月の利用上限と同程度）程度の利用が望ましい。
- ◆ 保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点での実施が想定される。
- ◆ こども誰でも通園制度（特に自由利用の場合）と一時預かりとの区別が難しい。
- ◆ こども誰でも通園制度で10時間の預かりを利用し、それを超えた場合に一時預かりを利用するという使い方は、園や保護者にとって負担になるのではないか。
 - 制度が複雑（保護者も保育士も理解が難しい）。
 - 利用する制度によって、預かりスペースや担当保育士、利用料金、利用時間が変わる可能性がある。
 - 利用者管理（利用日調整や利用料金の計算）の負担増。
- ◆ 令和6年度の試行的事業は、実施中のモデル事業や県事業（在宅育児家庭通園保育モデル事業）よりサービスが低下してしまうのではないかと危惧する。

その他

在宅育児家庭通園保育モデル事業実施状況（県事業）

- ◆ 令和5年4月～8月
 - 実施施設：12施設（国モデル事業実施4施設を含む）
 - 利用者数：16人
 - 利用回数：週1～5回
 - 利用時間：4～8時間
 - 利用料金：900～1,550円（食事含む）
- ◆ 利用者数の推移
 - 令和2年度23人
 - 令和3年度30人
 - 令和4年度35人

在宅育児家庭通園保育モデル事業



- ◎実施園に対する補助金
- ①運営費
- ・0歳児 2,400円×利用日数(8時間以上の場合4,800円)
 - ・1,2歳児 1,200円×利用日数(8時間以上の場合2,400円)
- ②事務費 1施設あたり年額 150,000円

- ◎実施にあたっての留意点
- ・通園児と同様の職員配置基準を満たす必要
 - ・効果測定(アンケート調査)への協力

→通園に準じた保育サービス例
利用回数 週2～3回程度、1回あたり4時間程度
利用料金 1時間あたり200円程度
-33- 通園児と同じ保育室で保育

石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業実施要領

1 事業の目的

核家族化が進行し地域のつながりも希薄化する中、子ども・子育て支援新制度においても、満3歳未満の在宅育児家庭の子どもは通園による保育サービスの対象外とされ、日夜子どもと共にいる在宅育児家庭の保護者の心理的・身体的負担は大きく、また、子どもにとっても同世代の子どもや親以外の大人との関わりの中で健やかに育つ機会を持つことができないままとなっている。

この事業は、こうした満3歳未満の子どもを持つ在宅育児家庭が安心して子育てができる環境の整備に向けて、私立認定こども園その他の施設において、通園に準じた保育サービスをモデル的に提供するものである。

2 実施主体

実施主体は市町とし、市町が認めた施設で実施するものとする。

3 事業の内容

満3歳未満の在宅育児家庭（原則として、核家族とする）の子どもについて、主として日中において、私立認定こども園その他の施設において、通園に準じた保育サービスを提供する事業

4 実施方法

（1）実施施設

私立認定こども園（翌年度、認定こども園に移行予定の私立保育所等でも可）とする。

（2）対象子ども

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号該当として市町の認定を受けた子ども（以下「3号認定子ども」という。）を除く、満3歳未満の在宅育児家庭（原則として、核家族とする）の子どもを原則とする。

（3）職員配置等

対象子どもが本事業を利用するときは、対象子どもを3号認定子どもとみなして、実施施設について定められた職員を配置し、及び施設設備を設けるものとする。

（4）通園に準じた保育サービス

① 実施内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第6条若しくは第10条又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第35条の規定に準ずるものとする。

② 実施期間

対象子どもにつき3月程度以上継続実施することを原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定めるものとする。

③ 実施回数

対象子どもにつき週1回程度以上を原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定める。

④ 実施時間

対象子どもにつき1日4時間以上を原則とし、実施施設の運営状況や保護者ニーズ等を考慮して、施設長がこれを定める。

（5）保護者との連絡

実施施設は、常に保護者と密接な連絡をとり、実施内容について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

5 保護者負担

実施施設は、本事業の実施に必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより補助するものとする。

7 その他

- (1) 実施施設は、市町に対し、事業開始前に実施計画書を提出し承認を得ること。
- (2) 実施施設は、保護者に対し、利用日、利用時間、利用回数及び保護者負担などについて説明し、事業の開始について同意を得ること。
- (3) 実施施設は、賠償責任保険への加入など、対象子どもの利用中の事故に備えること。
- (4) 本事業の効果測定等のため、県が保護者や実施施設の職員に対してアンケート調査等を行うとき、市町及び実施施設は協力すること。

附 則

この要領は、平成27年 7月27日から施行する。

石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29条）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、満3歳未満の子どもを持つ在宅育児家庭が、安心して子育てができる環境の整備に向けて、石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業実施要領に定める事業（以下、「交付対象事業」という。）の普及を図ることを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金の交付先は、交付対象事業を実施する市町とする。

(交付対象経費)

第4条 この補助金の交付対象経費は、交付対象事業の実施に必要な経費とする。

(補助基準額)

第5条 この補助金の補助基準額は、次のア及びイの合計額とする。

ア 運営費（児童1人・利用1回あたり日額）

（ア）1日あたり8時間未満の利用の場合

0歳児	2,400円	×	年間延べ利用回数
1,2歳児	1,200円	×	年間延べ利用回数

（イ）1日あたり8時間以上の利用の場合

0歳児	4,800円	×	年間延べ利用回数
1,2歳児	2,400円	×	年間延べ利用回数

※年間延べ利用回数は、実績の回数又は予め市町が認めた実施計画の実施回数とする。

イ 事務費（1施設あたり年額） 150,000円

※公費支援の総額（1施設あたり年額）は、2,500,000円を上限額とする。

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次のアとイを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

ア 補助基準額と交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

イ 総事業費から寄付金その他の収入額（交付対象事業の利用料として徴収する額は含めない。）を控除した額

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に、別に通知する期日までに知事に提出して行うものとする。